

## 答申第 157号

(諮問第 179号)

### 答 申

#### 第 1 審査会の結論

大分県知事（以下「実施機関」という。）が令和 7 年 11 月 26 日付けで行った保有個人情報不開示決定処分については、妥当である。

#### 第 2 審査請求に至る経緯

##### 1 保有個人情報の開示請求

審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 76 条第 1 項の規定により、令和 7 年 11 月 4 日付けで、実施機関に対して、次の内容の保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

私が指摘する大分県職員の「虚偽内容の税額計算による売買誘引行為や行政文書偽造行為」について、私の開示請求によって「用地対策課内部に税額計算が虚偽であったことを示す電話記録が存在すること」が発覚したが、「(税額計算が誤っているとす)用地対策課が保有している令和 6 年 1 月 25 日付け電話記録(内部文書)」と「(税額計算が正しいとす)用地対策課が令和 6 年 2 月 2 日に〇〇〇〇宛てに送付したメール文書」のうち、税額計算内容について法的に正しい説明をしている方の文書を開示してください。そしてその開示した電話記録またはメール文書のいずれかについて、それがなぜ税額計算として正しいかを示す根拠資料も求めます。

##### 2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して、以下の理由により保有個人情報不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）を行い、令和 7 年 11 月 26 日付けで開示請求者（審査請求人）に通知した。

本件開示請求の請求内容は、県行政を著しく停滞させるものであり開示請求権の濫用である。その理由は以下のとおりである。

- (1) 請求者が示している公文書については既に開示を行っているが、どちらの公文書が正しい説明をしているのかという請求については、開示制度の本来の趣旨を逸脱している。
- (2) 請求者は自身が送付及び受領している文書・メール・データ等を県の各所属や職員のメールアドレスあてに大量に送付しており、その処理に多大な時間を要している。
- (3) 請求者は既に開示した文書に対する公文書公開請求などや自身が送付及び受

領している文書・メール、データ等に対する個人情報開示請求を各所属に繰り返し行っている。

### **3 審査請求**

審査請求人は、本件不開示決定処分について、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）に基づき、令和 7 年 11 月 30 日付けで、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

## **第 3 審査請求人の主張の要旨**

### **1 審査請求の趣旨**

保有個人情報不開示決定処分の取り消しを求める。

### **2 審査請求の理由**

審査請求人の主張の内容は、次のとおりである。

上記処分を取り消すとともに、大分県職員の〇〇〇〇様が作成した売買誘引のために私に提示した添付文書①について、用地対策課〇〇〇〇課長の名で令和 6 年 2 月 2 日に私に送付した「税額計算が正しい」とする文書と用地対策課で内部記録にあり「税額計算が誤っている」とする文書のうち、税額計算について正しいことを述べている文書を開示することを求める。私は大分県が「虚偽内容の税額計算による売買誘引や行政文書の偽造」を行う用地対策課全体でその隠ぺいを行っていることを指摘している。開示しない理由に私がメールを送付し処理に多大な時間を要しているとあるが、私が行った大分県の不正追及に対し大分県職員は何も答えていないため、開示決定した令和 7 年 1 月 26 日時点で何も処理していない（用地対策課職員は対応せずに逃げ続けている）。請求者は大分県自身が作成した文書に対し質問しており大分県が逃げずに真正面から答えれば良いだけの話である。

## **第 4 実施機関の弁明の要旨**

実施機関の弁明の内容は、おおむね次のとおりである。

### **1 本件開示請求対象保有個人情報に係る事務事業の概要**

公共事業の実施には、事業に必要となる用地を計画的に確保することが重要である。そのためには、権利者に、土地の提供や、建物の移転をお願いする必要がある。

土木事務所では、「大分県が施行する公共事業に伴う損失補償基準」等に基づき、土地の価格や建物の移転料（以下「補償金額等」という。）を算定し、それぞれ権利者ごとに、ご理解、ご協力をいただくために、公共事業の目的や補償金額等の説明を行っている。権利者からの承諾を得られた場合は、契約を締結し、土地の所有権移転登記、建物などの移転が完了し、土地の引渡しを受けた後、補償金額等の支払

いを行っている。

## 2 本件事務事業に占める請求対象個人情報の役割、性格等について

本件開示請求対象保有個人情報は、上記1にある事務事業のため〇〇土木事務所職員が開示請求人に行った説明に関して、保有個人情報開示請求を受けて実施機関が開示した①用地対策課が令和7年1月25日に〇〇土木事務所職員への聞き取りを行った電話記録(令和7年10月6日付け用対第367号開示済み)、②令和7年2月2日に審査請求人の関係者である〇〇〇代表役員〇〇〇〇宛てに送付した用地対策課からのメール(令和7年10月6日付け用対第368号開示済み)について、実施機関に対し、税額計算内容について法的に正しい説明をしている方の文書の開示を求めている。

## 3 本件開示請求対象保有個人情報の不開示決定理由について

実施機関は、本件開示請求に対して、第2の2のとおり、開示請求権の濫用であるとして不開示決定を行った。その理由は、次のとおりである。

(1) 法第76条第1項において、「何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる」と定められている。

このように法が、行政機関等の保有する保有個人情報の開示を請求できる仕組みを設けているのは、個人が行政機関等の保有する自己に関する個人情報を確認することができるようにすることで、実施機関における個人情報の取扱いの正確性や取扱いの適正性を確保するためである。

本件開示請求は、実施機関が既に開示した2件の文書について、「税額計算内容について法的に正しい説明をしている方」の文書を開示するよう求める内容となっている。

本件開示請求の内容において、審査請求人が大分県職員の「虚偽内容の税額計算による売買誘引行為や行政文書偽造行為」があったと主張していること、及び本件開示請求が開示済みの2つの文書のうち「税額計算内容について法的に正しい説明をしている方」を実施機関に選択させようとしていることを踏まえると、本件開示請求は、保有個人情報の開示請求権を利用して、実施機関に二者択一を迫ることにより審査請求人が主張している件に関して自らの主張を優位なものにしようとする意図、あるいは実施機関に自らの主張を認めさせることを目的として行っているものであると解され、実施機関において保有個人情報が適正に取り扱われているかを確認するという個人情報開示制度の本来の趣旨を実現するための方法として行われたものではないと認められる。

(2) 審査請求人からは、令和5年12月頃から、「虚偽内容の税額計算による売買誘

引行為や行政文書偽造行為が行われた」等の主張に関するメールや文書が用地対策課の所属及び個人宛てに送付されるようになり、本件不開示決定の日時点で184件にも及んでいる。審査請求人から送付されたメールや文書は、收受及び回覧を行い、内容を見て、回答作成の必要があるかを確認するなど、その処理に多大な時間を要している。

(3) 審査請求人は実施機関(用地対策課用地指導班扱い分のみ)に対し、情報提供申出、本件開示請求及び公文書公開請求を含め、本件不開示決定の日時点で71件請求しており、そのうち既に開示した文書に対する請求は12件、自身が送受信している文書やメールの開示請求は22件であり、他所属に対しても繰り返し行っていることも確認されている。

以上のことから、本件開示請求は、法第76条第1項の趣旨にそぐわないものであり、また、これまでの態様や経緯等を勘案すると、社会通念上妥当と認められる範囲を逸脱するものであることから、開示請求権の濫用に当たるとして不開示決定処分とした。

## 第5 審査請求人の反論の要旨

実施機関の弁明に対する審査請求人の反論は、次のとおりである。

大分県知事の佐藤樹一郎様から審査請求人宛ての反論書の提出依頼である「用対第586号」および大分県知事の佐藤樹一郎様から大分県知事の佐藤樹一郎様に提出された弁明書「用対第530号」が届きました。

2023年9月より私は用地対策課の〇〇〇〇様と〇〇〇〇様に対し、「都市計画道路事業の用地交渉において、複数の用地職員から損失が発生する譲渡所得に課税がされるという内容の売買誘引を受けている」ということを報告してきました。〇〇〇〇様と〇〇〇〇様からは「損失が発生する譲渡所得に課税するという説明は正しい」と言われました。そして損失額からさらに課税がなされる具体的な税額計算をした添付税額表をもって売買誘引を受けたことも報告しました。私はなぜこのような計算が成立するのか尋ねましたが、〇〇〇〇様から「言ってもわからない人間には説明してもしょうがない」と言われました。その後2024年2月に用地対策課の〇〇〇〇課長名義にて、「税額表の内容は仮の計算であり問題ない」という趣旨の文書が届きました。

それでも、この計算が成り立つわけがないとして、2024年度、2025年度においても〇〇〇〇様や〇〇〇〇様、〇〇〇〇様に文書や電話等で税額表の計算式の根拠や①～⑥の番号、表の年度、損失・課税額等、各項目の意味等の説明を求めてきました。しかし、大分県職員が作成した税額表に関して、大分県からの説明が

未だにありません。

2024年度に審査請求処理担当でもある〇〇〇〇様は私に「(私が指摘している不正について)見逃せ」と言ったため、大分県は組織的に「損失が発生する譲渡所得に課税するという税額表を使用した詐欺的売買誘引のスキーム(手口)」を用地職員に行わせていることに確信をもちました。また、用地対策課は2024年2月に「税額表の内容は仮の計算であり問題ない」という文書を私に送っていたが、私が行った開示請求により「税額計算が誤っているとする2024年1月25日付の用地対策課内部の電話記録」の存在が判明しました。これにより私は「税額表の計算が虚偽であることを知りながら、大分県職員は組織として意図的にその文書や情報を私に隠し、2023年9月から行っていた損失が発生する譲渡所得に課税されるという説明が正しいという主張を続けていた(不正を隠蔽していた)」ことの証拠を得ました。

私が保有個人情報開示請求をしなければ、用地対策課がそれまで隠していた「税額計算が誤っているとする2024年1月25日付の用地対策課内部の電話記録」を発覚できませんでした。

今回審査請求で開示を求める文書は、「税額計算が正しいとする用地対策課が私宛てに送った文書」か「税額計算が誤っているとする用地対策課内部の文書」のうち、税額計算について真実を記述している文書です。「用対第530号」には、「審査請求人が自らの主張を優位にしようとする意図、あるいは実施機関に自らの主張を認められることを目的として開示請求を行っている」と記載されておりますが、審査請求人である私は、私の主張が正しいということを大分県に無理やり認めさせたりする意図は全くなく、また、優位になることも望んでいません(優位や劣位、有利や不利といったことに興味もありません)。私の開示請求により、用地対策課が故意に隠していた税額計算が誤っているとする内部文書の存在が明らかにされてなお、用地対策課が「損失が発生する譲渡所得に課税するという説明や、税額表の税額計算が正しい」という主張を私に行っているのです、私は真実がどちらにあるのか文書で示してもらいたいと思います。

「税額計算が誤っているとする用地対策課内部の存在」にとどまらず、大分県は数々の虚偽内容の説明や文書作成、文書偽造等を行ってきていることが明らかになりました。私は、大分県が自身の主張を正しいと考えるならば、根拠をもって私に文書で説明してもらいたいと考えていますし、これまでもそのように求めてきました。審査請求の段階においても、それは変わりませんし、変えるつもりもありません。

私は、この反論書(20251219)に対する大分県からの弁明書として、「税額表の計算式の根拠や①～④の番号、表の年度、損失・課税額等、各項目の意味等の説明」を求めます。また、なぜ「税額計算が誤っているとする用地対策課内部文書を隠したのか」その説明を求めます。損失が発生する譲渡所得に課税するという説明や、税額表の税額計算が正しい」という用地対策課の主張について、根拠をもって説明してください。また、行政機関自身が作成した文書の説明責任からいつまでも逃げ

ようとししないでください。大分県の主張や文書が正しいならば、正しいで構いません。誤っているならば誤っていると認めれば良いだけです。当然のことですが、不正の追求からいつまでも逃れようとする大分県職員に対し、私は自らの時間や費用を使って、問い合わせたり、開示請求や審査請求を行うことは望んでいません。大分県自身が私に説明したことや作成し提供した文書について、正々堂々と説明してください。公の機関として恥ずかしくない説明を行い、正しい内容であれば、この問題は終わります。誤っていれば、その不正について責任を果たせば終わります。請求人である私は、大分県が行政機関として自ら行った説明や作成した文書について問うています。本来、行政機関である大分県が自ら行うべきことで、県民の私に問われる自体が恥ずかしいことだと思います。行政機関の職員として、自身の行為にまっ直ぐ向き合ってくださいますようお願いいたします。

## 第6 審査会の判断

### 1 権利濫用について

法には、保有個人情報開示請求が権利濫用に当たる場合にこれを拒否し得る旨の明文の規定は置かれていないものの、権利濫用が許容されない旨の一般法理の適用を否定すべき理由は見当たらないことから、当該開示請求が権利濫用に当たる場合は不開示決定をすることができるものと解される。

もっとも、法が個人の権利として開示請求権を認めており、訂正請求及び利用停止請求とあわせて、行政機関等が保有する自己に関する個人情報の正確性及び取扱いの適正性を確保することにより、個人の権利利益の保護を図るという趣旨に鑑みれば、当該開示請求が権利濫用に当たるとの判断については慎重に行うことを要し、開示請求の目的や態様、行政機関の業務への支障等、諸般の事情を勘案し、当該開示請求が、社会通念上妥当とされる範囲を超えるものであるか否かを個別的事情に即して判断することが必要である。

以上の見解に基づき、本件開示請求が権利濫用に当たるか否かについて検討する。

### 2 権利濫用の該当性について

#### (1) 本件開示請求の目的について

本件開示請求は、審査請求人からの開示請求に対し、実施機関が10月6日付けにて開示した2つの文書（①用地対策課が令和7年1月25日に〇〇土木事務所職員へ聴き取りを行った電話記録、及び②令和7年2月2日に用地対策課が審査請求人の関係者宛てに送付したメール）のうち、「税額計算内容について法的に正しい説明をしている方」を選択するよう実施機関に求めるものである。

このように、開示請求という形式を取りつつも、行政機関に対し、保有する複数の文書の中からいずれが正しい見解なのかを求めることは、開示請求制度の本来の趣旨である、行政機関が保有する自己に関する個人情報の正確性及び取扱いの適正性を確認するという目的を有するとは認め難い。

## (2) 本件関連請求の状況について

実施機関によると、審査請求人は本件不開示決定日時点で合計 71 件の請求（公文書公開請求、情報提供申出を含む）を行っており、そのうち 12 件は既に開示した文書に対する請求、22 件は審査請求人自身が送付した文書そのものを請求するものであったとのことである。

また、審査請求人は本件開示請求の対象となった所属のみならず、複数の所属に対して保有個人情報開示請求、公文書公開請求等の各種請求を繰り返しており、本件不開示決定日時点で累計 300 件以上に及んでいる。これらの請求内容は、特定の主張や疑問に対して各所属に回答や説明を求めるもの、既に開示した情報の根拠を求めるものが多々見受けられるが、本来、開示請求制度は現に存在する公文書の開示を目的とするものであり、請求者の質問等に対し、行政機関が回答や説明といった形で新たな公文書を作成することを義務付ける趣旨ではないと解される。

したがって、上記のような開示請求の内容や態様からは、審査請求人の開示請求が真に行政文書の開示を受けることを目的としたものとは解し難く、開示請求制度の本来の趣旨に沿うものとは言えない。

## (3) その他の事情について

実施機関によると、審査請求人は開示請求と並行して、実施機関及び職員宛てに特定の主張に関するメールや文書を送付しており、本件不開示決定日時点で約 184 件に及んでいる。

このようなメールや文書は、単に受領するにとどまらず、その都度、收受、回覧、内容確認、業務の振り分け、回答の要否判断といった一連の事務処理を要するものである。このため、開示請求の対応に加え、大量に送付されるメールの処理に職員の相当な時間と労力が継続的に費やされており、その結果、実施機関の円滑な業務遂行に支障が生じていることが認められる。

## 3 まとめ

以上を踏まえ、本件開示請求の目的や態様、行政機関の業務への支障等、諸般の事情を勘案すると、審査請求人の一連の請求行為は、個人情報保護法の定める開示請求制度の本来の趣旨に照らし、社会通念上妥当と認められる範囲を逸脱しており、権利濫用に該当するものと認められる。

## 4 結論

以上のことから、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第 7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和7年12月23日	諮 問
令和7年1月28日	事案審議（令和7年度第9回審査会）
令和8年2月25日	事案審議（令和7年度第10回審査会）
令和8年3月31日	答申決定（令和7年度第11回審査会）

大分県情報公開・個人情報保護審査会会長及び委員

氏 名	職 業	備 考
生 野 裕 一	弁護士	会 長
渡 邊 博 子	大分大学理事・副学長	
大 塚 浩	大分県商工会議所連合会専務理事	
田 中 竜	元大分合同新聞社報道部長	
梶 原 百合子	大分県地域婦人団体連合会理事	
三 島 麻 衣	三愛総合健診センター長	
加 納 雅 子	元大分市立駕野小学校長	
品 川 佳 満	大分県立看護科学大学看護学部准教授	
帆 秋 勢津子	元大分市大南支所窓口担当班 参事補兼グループリーダー	